

令和3年12月15日

事業主・任意継続被保険者様

パッケージ工業健康保険組合
(公 印 省 略)

健康保険法等改正（令和4年1月1日施行）について

寒冷の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当健康保険組合の事業運営につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」につきまして、令和3年6月11日に公布されました。

これに伴い、「傷病手当金」と「任意継続被保険者」に関する改正が令和4年1月1日より施行されることとなります。

また、「出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第222号）」が令和3年8月4日に公布され、「出産育児一時金」に関する改正も令和4年1月1日より施行されることとなります。

これらの改正の詳細について、以下の通りお知らせいたします。

記

1. 傷病手当金に関する改正

◆ 傷病手当金の支給期間について

従 来	改正後
同一の傷病等について支給を始めた日（支給開始日）から暦で数えて1年6ヶ月	同一の傷病等について支給を始めた日（支給開始日）から <u>通算して</u> 1年6ヶ月

※支給開始日以降、出勤等に伴い傷病手当金が支給されない期間がある場合、その期間を延長し、支給期間が通算して1年6ヶ月に達するまで傷病手当金を支給する取扱いになります。

◆ 改正後の取扱いが適用される傷病手当金について

令和3年12月31日において支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金について適用されます。

したがって、令和2年7月2日以後に支給を始めた傷病手当金は改正後の規定が適用され支給期間が通算されます。

2. 任意継続被保険者に関する改正

◆ 資格喪失事由について

資格喪失事由について「任意継続被保険者からの申出」が追加されます。

令和4年1月1日以降、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申出書のご提出があった場合、その申出が受理された日の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失します。

◆ 資格喪失の手続きについて

資格喪失希望の申出については当組合のホームページよりダウンロードできます。

申出を受理された日の翌月1日に資格喪失証明書を発行いたします。

証明書が届きましたら、保険証・限度額認定証等の証書につきましてはご返却ください。

なお、事前に証明書をお送りすることはできませんので予めご了承ください。

3. 出産育児一時金に関する改正

◆ 出産育児一時金の支給額について

	従 来	改正後
産科医療補償制度の掛金	16,000 円	12,000 円
出産育児一時金の支給額	404,000 円	*408,000 円
出産育児一時金の支給総額 (産科医療補償制度の対象の出産)	420,000 円	420,000 円

- ・産科医療補償制度の※対象外である出産育児一時金の支給額は、*408,000 円となります。
※対象外とは、在胎週数 12～21 週の出産 (死産含む) または、加入分娩機関以外の出産 のことを差します。

◆ 改正後の取扱いが適用される出産育児一時金について

令和4年1月1日以降の出産から適用されます。

以上

【お問い合わせ先】

業務課 業務係 03-3624-7421